

議案第24号

摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋野 浩一朗

提案理由

特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を制定す
るものである。

摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部
を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の207.5」を「100分の205」に改める。

(摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第
21号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の207.5」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。